

「新宿区障害者計画、第4期新宿区障害児福祉計画・第8期新宿区障害福祉計画」策定経過への見解書

「新宿区障害者計画、第4期新宿区障害児福祉計画・第8期新宿区障害福祉計画」の策定がなされるに際し、新宿区障害者自立支援協議会（以下、「弊会」という。）として以下を見解としてとりまとめましたので、提出いたします。なお、弊会では、令和4年度に実施された「新宿区障害者生活実態調査」の結果を照らしつつ、家族や支援従事者等を対象としたアンケートを実施しました。これらの結果もふまえ、地域課題を弊会として検討し、今回の見解のとりまとめに至りました。

＜情報格差と伝達の課題＞

福祉サービス等について一部の家族からは「（利用できる）制度について、知らなかった」との報告がありました。障害当事者、その家族、福祉従事者、教育従事者等が、時点ごとにおいて、また、その後において、利用可能性がある制度について知る機会をより一層増やすことが求められます。

また、同じ障害当事者に関わる福祉・教育等の従事者は、いわゆる「横の連携」をし、さらには、時間経過において支援提供機関が替わる際には、支援等の「ライフステージにおける断層」を作らないためのリレー、つまり「縦の連携」をすることが、それぞれ大切です。

＜小児期・青年期にある障害当事者について＞

少なからずの保護者は金員の拠出や養育について、苦慮をしているようです。保護者の孤立を防ぐことは必須です。また、当事者自身が自らのライフスタイルをどのように確立していくかについて、制度や社会が「伴走」することが求められます。

就学時期からその後の福祉施設利用・就労に向けて、以下について検討が必要と存じます。

- 医療的ケア児も含め、就学や（移動や医療も含めた）支援に係る体制の、より一層の整備
- 放課後・休日の「居場所」のあり方
- 就労支援
- 就労後の余暇活動のあり方
- より早い時点からの、（社会に「いる」ことも含めた）「未来設計」、乳幼児から青年期までの一貫した個別支援計画
- 保護者のレスパイト、保護者自身の就労や私的活動のための時間の確保

＜高齢化について＞

例えば精神障害の当事者は、高齢になるとそれまでの障害福祉から高齢者への福祉の資源に支援の首座が変移することがあります。その際には例えば、精神の特徴に配慮した受診同行や、就労技能強化も期待できる作業活動の場の設定などが為されなくなる可能性があります。「高齢であるが障害当事者でもある」という特徴に対して、より良質で豊富な支援等が為されることが必要です。孤立を防ぐことも求められます。

＜住まいについて＞

グループホームの拡充が進捗をしている現状ですが、まだその数は足りていません。

一方で、在宅で生活続ける場合、それが家族と同居であっても、一人での暮らしであっても、訪問サービスや災害時支援がさらに強化される必要があります。

＜地域社会について＞

共生社会の真の実現には以下について検討が為されることが必要です。

- 社会の側が障害特徴を理解し、偏見・差別が滅失される。つまり「心のバリアフリー」
- 物理的障壁のさらなる除外
これらの経過によって、障害当事者・その家族のより一層の社会参加、つまり、社会の中の「学びやすさ」「働きやすさ」「楽しみやすさ」が進捗することを期待します。

＜福祉等従事者について＞

以下について検討が為されることが必要です。

- 人員数の確保に関する対応について、国及び都に対して必要な働きかけを行うことが必要です。
- より良質な支援能力の獲得
- 従事者自身がより安全・安心に働き、自己実現をしていく